

手続きご案内

離婚される方



GF市民課②～④窓口です

手続きの詳細は「各手続き窓口」でお問合せください。

●手続きの際は本人確認書類の提示が必要です

1点で本人確認できるもの ※確認書類は有効期限内のもの

- ・免許証
- ・マイナンバーカード



- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署が発行した、顔写真つきの免許証や許可証 など

本人確認に2点以上必要なもの（顔写真なし）

- ・年金手帳
- ・健康保険証
- ・介護保険証 など

※代理の方が手続きに来られた場合

- ・代理人として来られた方の本人確認を行います
- ・代理人としての手続きができるかどうか、委任状などにより確認させていただきます場合があります。

※詳しくは戸籍窓口にご相談ください。

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停(裁判)離婚」があります。
- 協議離婚の場合、離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人(成年2人)の署名のうえ、届出してください。届出日が離婚日になります。
- 未成年のお子さんがあるときは、夫婦の一方を親権者と決めてください。子の戸籍を移す場合、離婚届提出後、家庭裁判所の許可を得て入籍届が必要です。
- 離婚後も婚姻中の姓を名乗りたい場合は、別に届けが必要です。
- 調停(裁判)離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出をしてください。

必要な書類が届出の日にそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。ご不明な点は、できるだけ平日の市民課戸籍窓口でご相談ください。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーのわかるもの または マイナンバーカードの提示が必要となります

| 項目 | 下記にあてはまる方は世帯にいますか？ | 手続き | 必要なもの (下記以外が必要な場合があります) | 手続き窓口(窓口番号) (GF・1Fは課を色で表示しています) | | |
|------------|--|--|---|------------------------------------|--------|---|
| 住所・戸籍 | 住所が変わる方 | 住所変更(転入・転出・転居) | 転入・転出・転居の手続きも必要です。 | GF 市民課(あお色) | | |
| | 前配偶者と同居中で、生計を別にしている方 | 世帯分離届 | | | ⑤ | |
| | 姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方 | 自動的に登録廃止になります ※名で登録している場合は廃止にはなりません。 | | | ⑩ | |
| | 姓が変わる方で、マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方 | 氏名変更 ※手続きには暗証番号が必要です | (お持ちの場合は) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード | | ⑮ | |
| | 離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合 | 離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届) | ※受付窓口でご相談ください | | ② | |
| | お子さんの戸籍についてのご相談 | 入籍届、養子縁組届など | ※受付窓口でご相談ください | | ④ | |
| 保険・年金 | 国民健康保険に加入中で、姓・住所・世帯主など保険証の記載に変更がある方 | 新しい国民健康保険証の交付(後日郵送) | 変更前の国民健康保険証 | GF 保険年金課(あか色) | | |
| | →国保加入中の70歳から74歳までの方 | 新しい保険証兼高齢受給者証の交付(後日郵送) | 変更前の保険証兼高齢受給者証 | | ② ④ | |
| | 姓が変わる方で、75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方 | 新しい後期高齢者医療保険証の交付(後日郵送) | 変更前の後期高齢者医療保険証 | | | ⑮ |
| | 前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方 →保険資格喪失日より14日以内に手続きをしてください | 国民健康保険の加入(保険証は後日郵送) 国民年金の加入(20歳から60歳未満) | 前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書 | | | ⑮ |
| | 姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方 | 各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください | ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など | | ⑮ | |
| 年金を受給している方 | 年金の氏名変更 ※国民年金・厚生年金の方は年金事務所へ、共済年金の方は共済組合へお問い合わせください。 | | ⑮ | | | |
| 高齢 | 姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方(65歳以上または要介護認定を受けている方) | 介護保険証の氏名変更 | ・介護保険証(交付されている方) ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証 | 1F 高齢者福祉課(あお色) | | |
| 税・料金 | 水道の利用者名義が変わる方 | 使用名義変更 | ☎お電話で手続きできます | 外局 上下水道局 Tel.0977-23-0361 | | |
| | 税・料などの口座を変更する方 | 口座振替の変更 | 変更する口座の ・預金通帳 ・通帳の届出印 | 変更する口座のある金融機関(問合せ先: 該当する税の担当課) | | |
| その他 | 市営住宅を退去する方 または市営住宅に入居・同居を希望する方 | 市営住宅の退去手続き 市営住宅の入居・同居の相談 | ※受付窓口でご相談ください | 3F 住宅管理センター | | |

| 項目 | 下記にあてはまる方は世帯にいますか？ | 手続き | 必要なもの (下記以外が必要な場合があります) | 手続き窓口(窓口番号) (GF・1Fは課を色で表示しています) | |
|-------------------------|---|--|---|------------------------------------|------------------|
| 障がい | 姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方 | 各種手帳の氏名変更 | <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 など | 1F | 障害福祉課 (きいろ) |
| | 重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方 | 重度心身障がい者医療費受給者資格の変更 | <ul style="list-style-type: none"> 重度心身障害者医療費受給者証 変更後の健康保険証 | | |
| | 国の福祉手当(特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当)を受けている方 | 所得状況届の提出 | | | |
| | 姓が変わる方、または健康保険に変更がある方で、自立支援(精神通院)をお持ちの方 | 精神通院受給者証の変更手続き | <ul style="list-style-type: none"> 有効期限内の精神通院受給者証 変更後の健康保険証 マイナンバーがわかるもの 年金証書等(年金を受給されている方) | | |
| こども | 児童手当を受給していて、受給者が変わる方 (0歳～中学生) | 児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください | <ul style="list-style-type: none"> 請求者の通帳 健康保険証(請求者) マイナンバーのわかるもの(請求者) | 1F | 子育て支援課 (ももいろ) |
| | 子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～高校生等) | 子ども医療費助成の受給者証の変更 | ※受付窓口でご相談ください | | |
| | 放課後児童クラブ(児童館)の利用を希望する方 | 児童クラブ入会 | ※各児童クラブに直接お問い合わせください | | |
| | 保育園に入園を希望する方 | 保育園の入園相談 | ※受付窓口でご相談ください | | |
| | 保育園に入園しているお子さんがいる方 | 住所・氏名変更など | | | |
| | ひとり親家庭等のご相談 | 児童扶養手当の認定請求 | ※受付窓口でご相談ください | | |
| | | ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請 | ※受付窓口でご相談ください | | |
| | 特別児童扶養手当の受給者が変わる方 | 特別児童扶養手当の受給者変更 | ※受付窓口でご相談ください | | |
| 小中学生のお子さんが出て、経済的な事情がある方 | 就学援助の相談・申請 | 学校から申請書を受け取り必要事項を記入のうえ、当該学校へ提出してください | 5F | 学校教育課 | |

①

②